

保健所長の医師資格要件について

平成15年8月6日
全 国 知 事 会

1 保健所の機能とサービス水準確保の重要性

- ・地域保健法にも規定されているとおり、保健所は、地域の保健衛生を推進するための中核的存在として重要な役割を果たしている。地域住民の日常的な健康づくりから感染症・食中毒等の危機管理など、住民の健康を守る拠点として、その専門的機能を十分発揮することが必要である。
- ・とりわけ、O-157 や急性重症呼吸器症候群（SARS）などの健康危機事案の発生を受け、保健所の危機管理能力を一層強化することが重要であり、また、住民ニーズの複雑化や多様化に対応し、利用者の立場に立ってサービス水準の向上を図ることが期待されている。
- ・こうしたことはいずれの都道府県においても共通して認識しているところである。

2 保健・福祉・医療サービスの総合化

- ・住民ニーズの複雑化・多様化に対応した総合的なサービス提供を行うという視点から、保健・福祉・医療のサービスを一元的に提供するための体制整備が進んでいる。都道府県が設置する保健所のうち、既に過半数が福祉事務所等と統合設置されており、さらに今後統合設置を予定し、あるいは検討中のものが10県以上にのぼる。
- ・こうした取組みにより、複雑・多様化する住民ニーズに、保健・福祉の専門職が連携して、より適切な支援を行うことが可能になるとともに、住民や市町村に対する窓口の一本化、サービスの向上、困難事例への対応力の強化、職員の資質向上などの効果が上がっている。
- ・今後の保健所は、単に「地域保健・保健衛生の専門機関」として単独で機能するだけにとどまらず、他機関との統合設置を含め、他分野との一層の連携・協調の強化や、より幅広い視点に立った組織運営が求められている。
- ・保健所長は、医師という専門職スタッフとしての役割と、組織の長としての役割を兼ね備える職となっているが、こうした保健所の在り方の変化に対応し、また、地域の実情を踏まえ、適切な人材配置が図られることが必要である。

3 資格要件規定による問題点

- ・保健所長としては、組織の長としての能力と専門性の両方に優れた人材を確保することが望ましいが、それが困難な場合もある。こうした場合、現在は保健所長の資格要件が規定されているため、医師資格を有することをまず優先せざるをえない状況とな

っている。

- ・利用者のニーズに応えられる総合的なサービス提供を図り、また、統合施設を的確に運営するためには、各分野に幅広く精通し、組織運営能力に長けた人材がその長となることが必要だが、保健所長の資格要件が規定されていることが支障となっている。
- ・統合施設の長と保健所長を別に設置した場合には、命令系統の二元化による混乱や、責任の所在が不明確になる危惧があり、行政組織として問題がある。
- ・地域によっては、行政経験が乏しい医師を保健所長に配置せざるを得ない場合もあり、十分な行政的な管理能力、判断が期待できないという問題が生じている。さらに、1人の医師が複数の保健所長を兼務することによる管理体制の不備なども問題である。
- ・こうした問題認識は、各県に共通して指摘されているところであり、利用者の立場に立ったサービス提供を図っていくうえでも、保健所長の医師資格要件については廃止すべきであると考える。

4 保健所機能の確保・向上のために

- ・保健所長の資格要件規定の廃止を考えるにあたって、保健所における保健行政の水準、ひいては保健所が提供するサービス水準が低下することのないよう配慮することがまず必要である。
- ・保健行政水準の低下を招くことのないよう、保健所長の資格要件規定を廃止するにあたっては、これに代わり、保健所には医師を置くことが必要であると考えられる。
- ・さらに、保健所における医師の役割、位置づけを明確化し、医師が充分その専門性と職責を発揮できる体制を整備することが重要である。
- ・特に、健康危機事案の発生等の緊急時においては、迅速・的確な判断に基づく専門的機能の発揮が必要であるため、医師以外の者を所長とする場合は、医学的知見が政策判断及び方針決定に適切に反映されるよう、医師が意思決定に参画するしくみの整備や権限・役割の明確化を図るとともに、マニュアルの整備などにより、緊急時の対応力を向上させることが必要である。さらに、重大な健康危機事案の際には、本庁を含めた一元的な対応が求められるため、都道府県としての健康危機管理体制の整備が重要である。
- ・また、地域保健を担う適切な人材を確保する点から、公衆衛生医師を始め、公衆衛生の専門家を養成するしくみを構築することも必要である。
- ・これらにより、より的確な保健所の組織運営と質の高いサービス提供が可能となり、保健所機能の一層の確保・向上が図られるとともに、地域保健を支える専門家としての医師の養成・確保も進むものと考える。